

共済事由及び基本共済金等（一括受取り）の額

共済事由 掛金月額 10,000 円の場合の例		A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約事由
		<ul style="list-style-type: none"> ●事業の廃止（個人事業主、共同経営者の死亡を含む） ●会社等の解散 ※組織変更により会社を解散した場合を除きます。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●会社等役員の疾病・負傷・65歳以上による退任 ●会社等役員の死亡 ●老齢給付（65才以上で15年以上掛金を納付した方は請求することにより受給できます。） なお、老齢給付として受け取らずに共済契約を継続することもできます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●会社等役員の退任（疾病・負傷・65歳以上・死亡・解散を除く） ●法人成りし、その会社の役員に就任しなかった。 など 	<ul style="list-style-type: none"> ●任意解約。 ●掛金を12か月以上滞納したとき ●個人事業を会社へ組織変更し、その会社の役員になったとき（なお、この場合において小規模企業者でないときは、準共済事由となります） など
掛金納付年数	掛金合計額	共済金 A	共済金 B	準共済金	解約手当金
5年	600,000 円	621,400 円	614,600 円	600,000 円	<ul style="list-style-type: none"> ●掛金納付月数に応じて掛金合計額の80%～120%相当額が受け取れます。 掛金納付月数が240か月（20年）未満での受給額は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000 円	1,290,600 円	1,260,800 円	1,200,000 円	
15年	1,800,000 円	2,011,000 円	1,940,400 円	1,800,000 円	
20年	2,400,000 円	2,786,400 円	2,658,800 円	2,419,500 円	
30年	3,600,000 円	4,348,000 円	4,211,800 円	3,832,740 円	

* 共済金A・Bは、掛金納付月数が6か月以上の場合にお受け取りいただけます。（6か月未満は、掛け捨てとなります）

* 準共済金、解約手当金は、掛金納付月数が12か月以上の場合にお受け取りいただけます。（12か月未満は掛け捨てとなります）

* 共済金額は、掛金月額と納付月数に応じて算定される基本共済金と毎事業年度の運用収入等に応じて定められる付加共済金とを合算したものが受け取る共済金額です。（本表は基本共済金のみで、付加共済金は含んでおりません）

* 共済金A・B、準共済金の額は、源泉徴収前の共済金等の金額です。

* 共済金等の額は、経済情勢や金利水準の大きな変動により、変更されることもあります。